史跡加曽利貝塚の追加指定について

文化審議会が、11月18日(金)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、史跡名勝 天然記念物の指定等について、文部科学大臣へ答申しました。

史跡加曽利貝塚についても、下記のとおり追加指定の答申がありましたので報告します。

実際の指定は今後、官報告示をもって決定されます。なお、今回の追加指定により、官報告示後の指定面積は15.1~クタールに変わります。

1 北側隣接地(民有地•特別緑地保全地区) 下図①

H24・26 年度に確認調査(国庫補助事業)を実施し、縄文時代中期~後期の竪穴住居跡が8 軒確認されたため。

2 南側隣接地(市有地・旧都市計画道路予定地) 下図②

平成元年度に確認調査(市単独事業を)実施し、縄文時代中期~後期の竪穴住居跡1軒の他、 墓壙群が確認されており、H27年度に道路計画の廃止が決定したため。

【史跡指定範囲面積】

区 分	面積(公簿) m²
追加指定範囲	11 692 00
北側 右図①	11, 623. 00
追加指定範囲	2 060 45
南側 右図②	3, 960. 45
既指定範囲	135, 520. 89
右図③	155, 520. 69
追加指定後	151 104 04
合 計	151, 104. 34

